

第7回土岐川庄内川流域委員会 議事要旨

日時 : 平成17年2月8日(火) 13:30~16:45

場所 : 名古屋ガーデンパレス 3F 葵・泉

1. 開会

2. 挨拶(中部地方整備局 庄内川河川事務所長)

3. 議事

第6回土岐川庄内川流域委員会議事要旨の確認

第6回流域委員会議事要旨が確認されました。

流域委員会のこれまでの議事と今後の進め方について

流域委員会の設置期間を「整備計画の出来るまでの2年間」から「整備計画が出来るまでの期間」とする規約改正(第4条2項)が承認されました。(別紙-1参照)

また、流域委員会の進め方等について、櫛田川水系の河川整備計画(原案)を参考に説明を行い、原案を策定して行く上での留意点等について、主に次のような意見を頂きました。

- ・治水の安全度を“床下浸水は何としても防ぐような整備をしていく”と表現するなど、住民の感覚にあうような目標立てが出来ないか。
- ・市民にわかりやすい、整備しようとしていることが伝わる表現にすべき。
- ・流域委員会等で議論したことがどう活きるのか、見えやすい形でのアウトプットを考えていく必要がある。

重点的に取り組むべき課題について

土岐川庄内川の河川整備上の課題と取組機関(案)、及び重点的に取り組む課題(案)について説明し、主に次のような意見を頂きました。

- ・治水面では、公助でできることの限度をしっかりと伝え、自助、共助を住民に求めていくべきであり、そのことを明記して前面に出していくべき。
- ・治水では、ハード的に何が出来るのか、それで何が足りないかを明らかにし、足りない部分を雨水貯留等の治水システムで、更にソフト対策で、というような考え方で順番に決まってくるものがあるのではないか。
- ・治水上弱いところ、市民からの要望が強いところなど、どういう考えで重点化するのか基準がわかるよううまく表現する必要がある。
- ・安全に暮らすことができるのが一番のポイントではないか。
- ・国土の環境に関わることは環境省と共に進めて欲しい。
- ・人との関わりの課題では、アダプト事業のように実際に進んでおりすぐで

きそうなもの、時間がかかるものを分けてめりはりをつけて目標を書いてはどうか。

- ・河川管理者側からの働きかけ、住民側からの働きかけというような連携や協働の仕方を考え、整備計画に書いていくべき。
- ・川への要請だけでなく、ゴミ問題等住民自らが川に対してどうしたらいいかを考え、自分でできることはしっかりやるということを述べていくべき。
- ・市民団体等との連携だけでなく、川の前に住んでいる沿川住民との連携が今後の課題である。
- ・対策が短い期間で可能か、長い期間が必要か、どれくらいお金がかかるのかなど、施策に関わる制約条件を整理していくとよい。
- ・課題をマトリックスで表現するなど工夫することによって、問題点等もわかるのではないか。

土岐川庄内川コレカラプロジェクトの実施状況について

地域懇談会等の実施状況について報告し、主に次のような意見を頂きました。

- ・整備計画原案に市民からの意見を上手く吸い上げられるよう、このような仕組みと連動させていく必要がある。

その他

平成16年豪雨災害を受けての災害対策の改善について、豪雨災害対策総合政策委員会等での検討状況、水防法改正の状況等を説明し、それらも踏まえて河川整備計画原案を策定していく必要があることが確認されました。

また、平成16年7月の福井豪雨による災害事例が、庄内川の治水を議論する場合に参考となるところが少なくないとの考えから、流域委員会の委員及び庄内川リバーカウンセラーの有志により視察する予定であることを報告しました。

4．閉会のあいさつ（中部地方整備局 庄内川河川事務所長）

5．閉会

土岐川庄内川流域委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「土岐川庄内川流域委員会」（以下「流域委員会」という。）とする。

(目的及び設置)

第2条 本流域委員会は、今後、20～30年間の具体的な河川整備内容を示す「土岐川庄内川河川整備計画（案）」の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験者等の意見を聴く場として、国土交通省中部地方整備局長（以下「局長」という。）が設置する。

(役割)

第3条 「土岐川庄内川河川整備計画(原案)」について意見を述べる。
2. 土岐川庄内川の整備に関する重要事項について、必要に応じて指導助言する。

(組織等)

第4条 流域委員会の委員は、局長が委嘱する。
2. 流域委員会の設置は整備計画の出来るまでの期間とする。
3. 委員会がワーキンググループを必要と認めるときは、ワーキンググループを設けることができる。
4. ワーキンググループの組織・運営については、別に定める。

(情報公開)

第5条 会議は原則公開とし、議事内容及び会議資料の公開方法については、流域委員会で定める。

(会議)

第6条 流域委員会には委員長及び副委員長を置くこととし、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長が委員の中から指名する。
2. 委員長は会務を総括し、流域委員会を代表する。
3. 委員長は流域委員会を招集する。
4. 副委員長は委員長を補佐する。
5. 委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代行する。
6. 流域委員会はその運営に関し、運営方針を定める。

(臨時委員)

第7条 流域委員会は必要に応じて、臨時に委員を招聘することができる。

(参考人)

第8条 流域委員会は必要に応じて、委員以外のものから参考意見を聴くことが出来る。

(事務局)

第9条 流域委員会の事務局は国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所が行うものとし、流域委員会の指示により、以下の事務をする。
2. 会議資料の作成
3. 議事録、会議内容のとりまとめ及び公表資料案の作成等

(規約の改正)

第10条 本規約の改正は、全委員総数の過半数の同意をもってこれを行うものとする。

(雑則)

第11条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、流域委員会において定める。

付則

(施行期日)

この規約は、平成15年3月3日から施行する。
平成15年6月5日一部改正
平成16年3月5日一部改正
平成17年2月8日一部改正